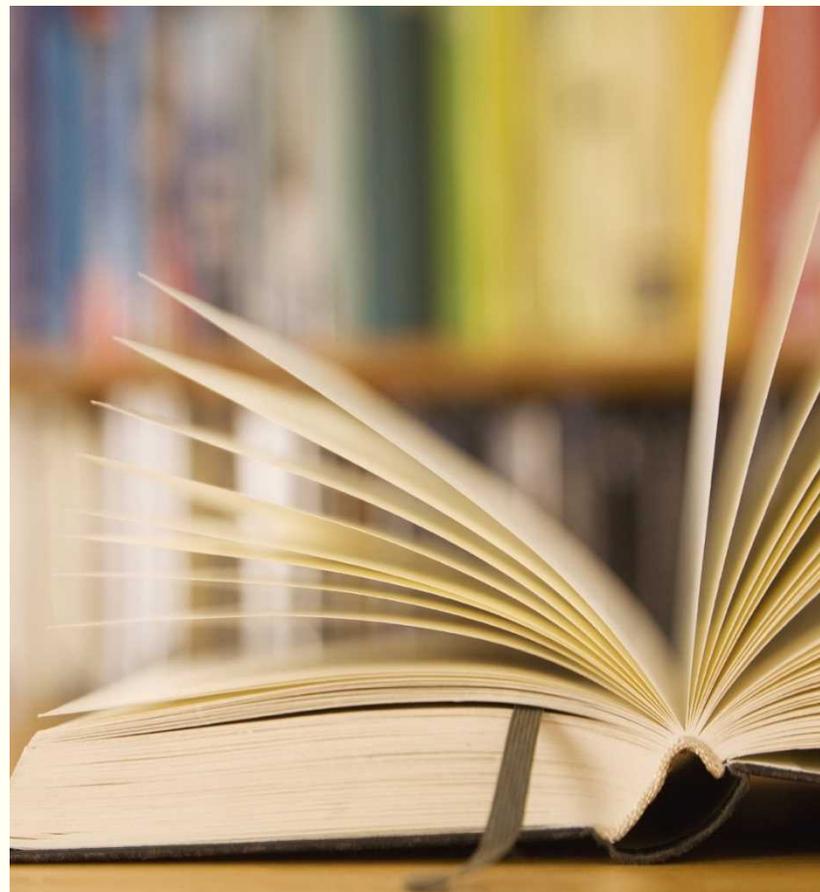


主幹教諭研修

研修テーマに関する法規について

第1回 学校組織マネジメント・
学校財務マネジメント

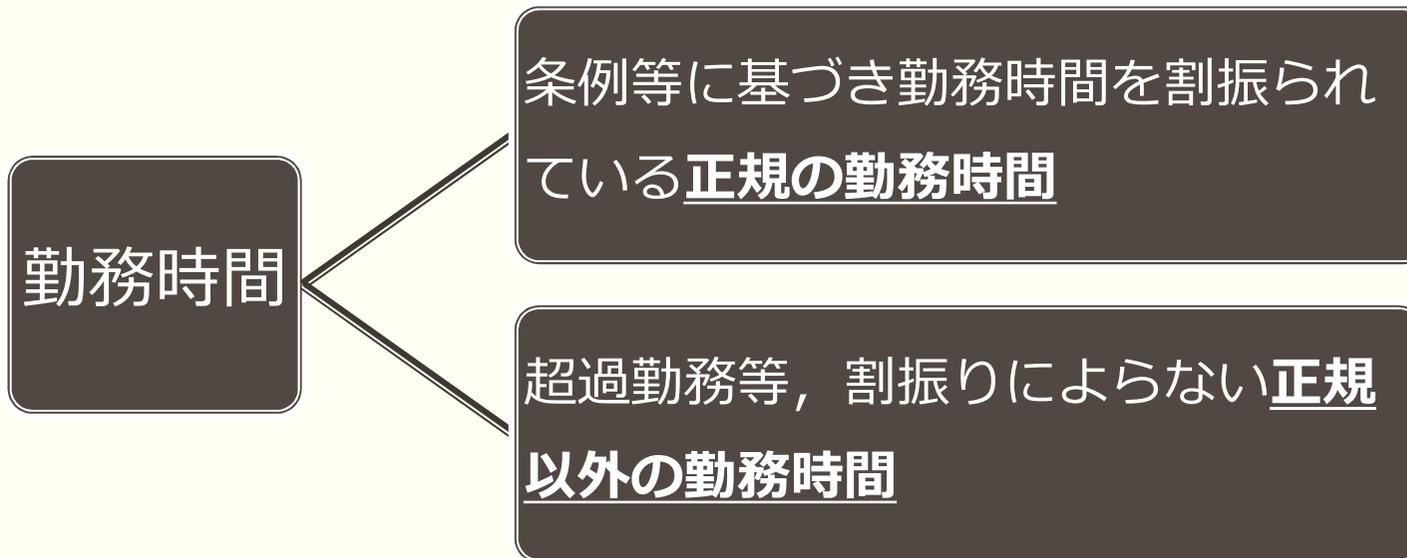


1 公立学校の教育公務員の勤務時間等について

(1) 勤務時間について

勤務時間

職員が上司の指揮監督を受けて、原則としてその職務のみに従事しなければならない時間



1 公立学校の教育公務員の勤務時間等について

(1) 勤務時間について

【労働基準法】

第三十二条（労働時間）

使用者は、労働者に、休憩時間を除き一週間について四十時間を超えて、労働させてはならない。

2 使用者は、一週間の各日については、労働者に、休憩時間を除き一日について八時間を超えて、労働させてはならない。

第三十四条（休憩）

使用者は、労働時間が六時間を超える場合には少なくとも四十五分、八時間を超える場合には少なくとも一時間の休憩時間を労働時間の途中に与えなければならない。

休憩時間…正規の勤務時間に含まれず給与の支給対象外

自由に利用させなければならない

（外出の場合は校長の許可制をとることも可能）

1 公立学校の教育公務員の勤務時間等について

(1) 勤務時間について

【職員の勤務時間，休日及び休暇に関する条例】

(徳島県条例第二十号)

第二条 (一週間の勤務時間)

職員の勤務時間は，休憩時間を除き，四週間を超えない期間につき一週間当たり三十八時間四十五分とする。

第三条 (週休日及び勤務時間の割振り)

日曜日及び土曜日は，週休日(勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。)とする。(略)

2 任命権者は，月曜日から金曜日までの五日間において，一日につき七時間四十五分の勤務時間を割り振るものとする。(略)

1 公立学校の教育公務員の勤務時間等について

(2) 時間外勤務と教職調整額

【公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法】

第一条（趣旨）

この法律は、公立の義務教育諸学校等の**教育職員の職務と勤務態様の特殊性**に基づき、その給与その他の勤務条件について**特例**を定めるものとする副。

第三条（教育職員の教職調整額の支給等）

教育職員（校長、校長及び教頭を除く。以下この条において同じ。）には、その者の**給料月額**の**百分の四**に相当する額を基準として、条例で定めるところにより、教職調整額を支給しなければならない。

2 教育職員については、時間外勤務手当及び休日勤務手当は、支給しない。

1 公立学校の教育公務員の勤務時間等について

(2)時間外勤務と教職調整額

【公立の義務教育諸学校等の教育職員の**給与**等に関する**特別措置法**】

第六条（教育職員の正規の勤務時間を超える勤務等）

教育職員を正規の勤務時間を超えて勤務させる場合は、**政令**で定める基準に従い条例で定める場合に限るものとする。

1 公立学校の教育公務員の勤務時間等について

(2) 時間外勤務と教職調整額

【公立の義務教育諸学校等の教育職員を正規の勤務時間を超えて勤務させる場合等の基準を定める政令】

- 1 教育職員については、正規の勤務時間の割振りを適正に行い、**原則として時間外勤務を命じない**ものとする。
- 2 教育職員に対し時間外勤務を命ずる場合は、**次に掲げる業務**に従事する場合であって臨時又は緊急のやむを得ない必要があるときに限るものとする。

1 公立学校の教育公務員の勤務時間等について

(2) 時間外勤務と教職調整額

【公立の義務教育諸学校等の教育職員を正規の勤務時間を超えて勤務させる場合等の基準を定める政令】

2 教育職員に対し時間外勤務を命ずる場合は、**次に掲げる業務**に従事する場合であって臨時又は緊急のやむを得ない必要があるときに限るものとする。

- イ 校外実習その他生徒の実習に関する業務
- ロ 修学旅行その他学校の行事に関する業務
- ハ 職員会議に関する業務
- ニ 非常災害の場合、児童又は生徒の指導に関し緊急の措置を必要とする場合その他やむを得ない場合に必要業務

超勤四項目

1 公立学校の教育公務員の勤務時間等について

(3) 公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン

○趣旨

限られた時間の中で、教師の専門性を生かしつつ、授業改善や児童生徒等に接する時間を十分確保し、教師が自らの授業を磨くとともにその人間性や創造性を高め、児童生徒等に対して効果的な教育活動を持続的に行うことができる状況を作り出すことを目指して進められている「学校における働き方改革」の総合的な方策の一環として制定するもの。

1 公立学校の教育公務員の勤務時間等について

(4) 変形労働時間制

**【義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する
条例の一部を改正する条例】（令和2年12月公布）**

○目的

長期休業期間において、一定期間のまとまった休日確保し、教員のリフレッシュ時間を確保することで、児童生徒に対して効果的な教育を行うことに資するとともに、教職の魅力向上につなげること

1 公立学校の教育公務員の勤務時間等について

(4) 変形労働時間制

【義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例】（令和2年12月公布）

第九条（一年単位の週休日及び勤務時間の割振りの特例）

教育委員会は、義務教育諸学校等の教育職員のうち、公務の運営上の事情により特別の形態によつて勤務する必要のあるものについては、学校教育法施行令第二十九条第一項の規定により教育委員会が定める学校の夏季、冬季、学年末等における休業日等の期間（以下「長期休業期間等」という。）において当該義務教育諸学校等の教育職員の勤務時間を割り振らない日を連続して設けることを目的とする場合に限り、勤務時間条例第二条及び第三条の規定にかかわらず、人事委員会規則の定めるところにより、週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。）及び勤務時間の割振りを別に定めることができる。

2 学校が担ってきた業務の法的根拠

【新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について（答申）】

※ 基本的には学校以外が担うべき業務

- ① 登下校に関する対応
- ② 放課後から夜間などにおける見回り，児童生徒が補導されたときの対応
- ③ 学校徴収金の徴収・管理
- ④ 地域ボランティアとの連絡調整

※ 学校の業務だが，必ずしも教師が担う必要のない業務

- ⑤ 調査・統計等への回答等
- ⑥ 児童生徒の休み時間における対応
- ⑦ 校内清掃
- ⑧ 部活動

2 学校が担ってきた業務の法的根拠

【新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について（答申）】

※ 教師の業務だが、負担軽減が可能な業務

- ⑨ 給食時の対応
- ⑩ 授業準備
- ⑪ 学習評価や成績処理
- ⑫ 学校行事等の準備・運営
- ⑬ 進路指導
- ⑭ 支援が必要な児童生徒・家庭への対応

2 学校が担ってきた業務の法的根拠

【新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について（答申）】

(1) 基本的には学校以外が担うべき業務

① 登下校に関する対応

【学校保健安全法】

第二十七条（学校安全計画の策定等）

学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、当該学校の施設及び設備の安全点検、児童生徒等に対する通学を含めた学校生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修その他学校における安全に関する事項について計画を策定し、これを実施しなければならない。

2 学校が担ってきた業務の法的根拠

【新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について（答申）】

(1) 基本的には学校以外が担うべき業務

① 登下校に関する対応

【学校保健安全法】

第三十条（地域の関係機関等との連携）

学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、児童生徒等の保護者との連携を図るとともに、当該学校が所在する地域の実情に応じて、当該地域を管轄する警察署その他の関係機関、地域の安全を確保するための活動を行う団体その他の関係団体、当該地域の住民その他の関係者との連携を図るよう努めるものとする。

3 学校財務について

(1) 設置者負担の原則

【日本国憲法】

第二十六条（義務教育の無償）

すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

2 すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。**義務教育は、これを無償とする。**

3 学校財務について

(1) 設置者負担の原則

【教育基本法】

第五条（義務教育）

国民は、その保護する子に、別に法律で定めるところにより、普通教育を受けさせる義務を負う。

2 義務教育として行われる普通教育は、各個人の有する能力を伸ばしつつ社会において自立的に生きる基礎を培い、また、国家及び社会の形成者として必要とされる基本的な資質を養うことを目的として行われるものとする。

3 国及び地方公共団体は、義務教育の機会を保障し、その水準を確保するため、適切な役割分担及び相互の協力の下、その実施に責任を負う。

4 国又は地方公共団体の設置する学校における義務教育については、授業料を徴収しない。

3 学校財務について

(1) 設置者負担の原則

【学校教育法】

第五条（学校の管理及び経費の負担）

学校の設置者は、その設置する学校を管理し、法令に特別の定のある場合を除いては、**その学校の経費を負担する**。

【地方財政法】

第二十七条の四（市町村が住民にその負担を転嫁してはならない経費）

市町村は、法令の規定に基づき当該市町村の負担に属するものとされている経費で政令で定めるものについて**住民に対し**、直接であると間接であるとを問わず、**その負担を転嫁してはならない**。

3 学校財務について

(2) 校長に対する予算執行の権限委任

【地方教育行政の組織及び運営に関する法律】

第二十二条（長の職務権限）

地方公共団体の長は、大綱の策定に関する事務のほか、次に掲げる教育に関する事務を管理し、及び執行する。

六 前号に掲げるもののほか、**教育委員会の所掌に係る事項に関する予算を執行**すること。

3 学校財務について

(2) 校長に対する予算執行の権限委任

【地方自治法】

第一百八十条の二

普通地方公共団体の長は、その権限に属する事務の一部を、当該普通地方公共団体の委員会又は委員と協議して、普通地方公共団体の委員会、委員会の委員長（教育委員会にあつては、教育長）、委員若しくはこれらの執行機関の事務を補助する職員若しくはこれらの執行機関の管理に属する機関の職員に委任し、又はこれらの執行機関の事務を補助する職員若しくはこれらの執行機関の管理に属する機関の職員をして補助執行させることができる。ただし、政令で定める普通地方公共団体の委員会又は委員については、この限りでない。

3 学校財務について

(3) 公費・私費の負担区分

1 直接教育活動費

公費負担とすべき経費	①学級，学年，学校単位で共用または備え付けとするものの経費 ②その他管理，指導のために要する経費
私費負担とすべき経費	①児童・生徒個人の所有物にかかる経費で，第一に学校，家庭のいずれにおいても使用できるもの，第二に学級，学年特定の集団の全員が個人用の教材・教具として使用するもの（教科書以外の個人用図書，ノート，文房具，補助教材，学習用具など） ②教育活動の結果として，その教材・教具そのもの，またはそれから生ずる直接的利益が児童・生徒個人に還元されるものにかかる経費（学習教材，校外施設学習の食費，遠足・修学旅行費等）

3 学校財務について

(3) 公費・私費の負担区分

2 間接教育活動費

間接教育活動費は原則として公費負担とすべきである。ただし、教育研究団体等の負担金や分担金の扱いについては、特別な配慮が必要であると思われるので、次のような基準を設ける。

- ① **学校が構成単位となっている研究団体**については、その負担金・分担金（学校割となる分）は**公費負担**を原則とする。
- ② **特定の個人で構成される研究団体**についてはその負担金・分担金（個人割となる分）は**個人負担**を原則とする（公費による援助は事業費に対する補助とする）。
- ③ その他の研究団体等については、その性格を検討の上、①、②の原則に照らして負担区分を判断するものとする。